

日本体育・スポーツ・健康学会体育経営管理専門領域と日本体育・スポーツ経営学会の統合的運営における移行期間の会則ならびに諸規程の内容に関する規程

本規程は、日本体育・スポーツ・健康学会体育経営管理専門領域(以下、専門領域)と日本体育・スポーツ経営学会(以下、経営学会)の統合的運営の移行期間において、会則ならびに諸規程に時限的に適用する内容について定める。なお、本規程については、2022(令和4)年度のみ時限的に適用するものとする。

- (1) 会則第5条の会員種別に関して、正会員、特別会員、学生会員、名誉会員、賛助会員、臨時会員以外に、準会員を会員種別に加える。準会員とは、2022年度において専門領域に所属する者とする。なお、2022年度当初の時点で専門領域と経営学会の両組織に加入している者については準会員としない。
- (2) 会則第6条の会費額に関して、準会員は年額3,000円とし、その額を日本体育・スポーツ・健康学会に納入することで準会員としての会費納入が代替されることとする。なお、専門領域と経営学会の両組織に所属する者は会費8,000円を経営学会に納入することとし、これにより専門領域の会費納入が代替される。
- (3) 会則第7条の入会時の手続きに関して、準会員として入会を希望する者は、日本体育・スポーツ・健康学会ならびに専門領域に所定の申込手続きを行う。また、準会員から経営学会の正会員に年度途中で会員種別の変更を希望する者については、所定の申込を行うとともに、年度会費の差額5,000円を経営学会に納入することとする。
- (4) 会則第8条に関して、準会員は本会の機関誌その他研究情報に関する刊行物等の配付を受けることができる。また、所定の手続きを経て、経営学会の行うあらゆる事業に参加することができる。一方で、正会員・名誉会員・学生会員に関しては、専門領域が2022年度に発行する機関誌に投稿することができる。
- (5) 会則11条の役員の選出に関して、準会員は役員選挙における選挙権ならびに被選挙権を有さない。そのため、役員選出方法に関する内規ならびに理事の選出方法の内規における会員には、準会員を含まないこととする。
- (6) 学会賞・奨励賞に関する規程に関して、学会賞の対象となる会員に準会員を含むこととする。また、奨励賞の対象とする若手の会員にも若手の準会員を含むこととする。
- (7) 学会大会優秀発表賞に関する細則に関して、対象となる学生会員については、一般発表申し込み時に学生であった準会員も含まれることとする。

以上

付則この規程は、令和4年3月1日より適用する。